里山の定義及び目指すべき姿

資料②

1　里山保全条例の定義

（1）条例第２条で定義されている里山

「A 市街地・集落及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は
B 樹林と草地，農地，水辺等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。」

（2）定義に示す２つの区域についての整理

	A	B
主な該当地域	都市地域	中山間地域
例(里山保全地区は下線で示す)	葛島山，秦山，ノツゴ山，鳥坂山	久礼野の山，円行寺の山
対象範囲	狭い（スポット的）	広い（エリア的）
「里山保全地区」指定	有り（葛島山，秦山，ノツゴ山）	無し

図解（イメージ）

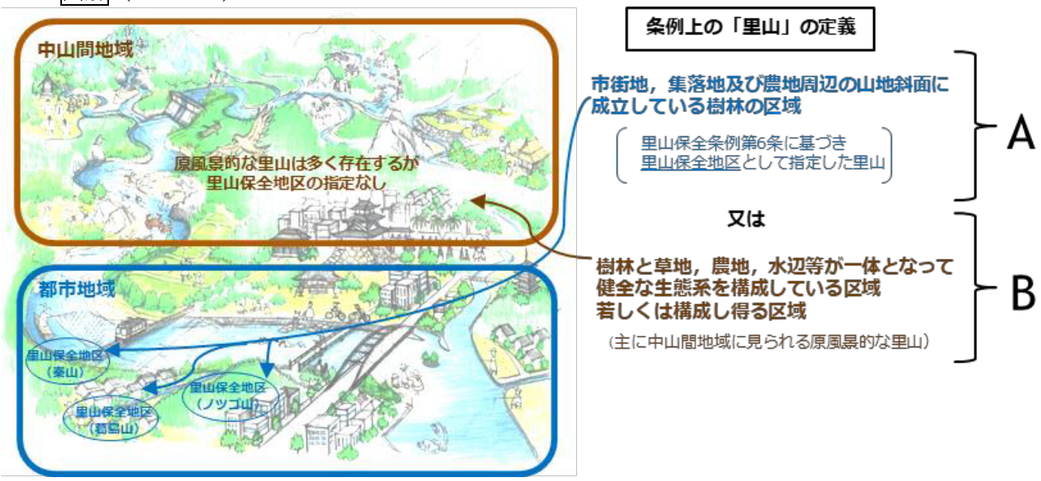

（3）課題（里山の定義と現状の差異）

本来，里山の定義は，都市地域等に見られる里山と中山間地域等に見られる原風景的な里山の両方を示すものであったが，現状は前者のみが「里山」であると認識されており，現在，３つの里山保全地区が指定されている。

…この認識の差異を生んだ原因は，条例の当初の目的が，過度な開発から市街化区域の山を守ることであったため（＝開発抑制により里山を守る考え）。

2　里山を取り巻く状況の変化等

（1）社会情勢の変化

①景気衰退により乱開発等が徐々に縮小した。
②市町村合併により，多くの里山を有する土佐山地域や鏡地域に条例の対象領域が拡大した。

（2）市民ニーズの傾向

①地域住民等：里山を災害時の避難場所として活用したい等
②所有者:所有する山を多くの人に活用してもらいたい等
（＝里山の多様な機能を活用していく考え）

（3）里山保全の方向性の変化

平成 24 年度：「残す」里山から「**生かす**」里山へ
平成 30 年度：「残す」取組を一定評価し，「**生かす**」取組に重点を置く

3　里山保全条例に基づく支援制度の現状

（1）現行の支援制度

①高知市里山保全協定協力助成金
対象：協定を結んでいる土地所有者
助成金額：協定の目的となる区域内の土地の固定資産税及び特別土地保有税相当額＋
当該土地面積に 10 円/㎡を乗じて得た金額×（年度内の協定期間月数/12）

②高知市里山保全事業補助金
対象：ボランティア団体・市民活動・町内会・自主防災会・協定を結ぶ土地所有者

補助対象事業の区分	補助率	補助限度額	事業内容
里山林整備事業	4 分の 3	750 千円	樹木を対象に，防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
竹林整備事業	4 分の 3	1500 千円	竹を対象に，防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
附帯設備等整備事業	4 分の 3	300 千円	里山を構成する農地及び水辺並びに里山における付帯設備等の整備

（2）現行の支援制度の課題

平成 24 年当時，「**生かす**」というコンセプトを見出したものの，現行の助成制度は里山保全地区を「**残す**」ことを目的とした手段になっている。

4　里山の目指すべき姿と当面の取組

（1）条例第３条に示す基本理念

「里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し，次に掲げる指針に従い，この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

・防災機能の確保，都市の生活環境の保全と回復を図ること。
・生物種の維持，自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
・地域の文化・歴史の学習・伝承の場として，市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

（2）当面の取組について

前述の里山の定義を再認識し，条例第３条で定義されている基本理念及び里山の現状，社会情勢，高知市全体の土地利用に関する法令の全体最適を踏まえた「生かす里山」についての検討を続け，着手可能なものから取り組んでいく。

資料③

里山保全の現状及び課題

※里山保全地区は太字と色付背景で示す。各里山の位置図は別紙１に示す。

秦山

平成 13 年度 里山保全地区指定
協定相手方 ： 里山の地権者

赤線：指定区域
青色部分：協定区域

（１）現行支援制度の活用状況
①平成 28・30 年度　高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備
（主な目的：支障木等の伐採による維持管理）
②例年　高知市里山保全協定協力助成金の申請

（２）今年度の特記事項
・山の管理に負担を感じ共同所有から単独所有へと所有権を変更した地権者がいる。
・高齢のため申請書類の作成ができず親族に代行してもらう地権者がいる。

（３）課題
・住民が指定に対して否定的で全体の半分ほどしか協定を結べていない。
・地権者の中には，里山の維持管理の負担から山を手放したいという者もいる。
・秦山を取り巻くコミュニティが無く，保全活動ができていない（里山保全啓発看板の未設置等）。

葛島山

平成 13 年度 里山保全地区指定
協定相手方 ： 葛島山保善会

赤線：指定区域
（指定区域＝協定区域）

（１）現行支援制度の活用状況
①平成 24・令和２年度　高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備
（主な目的：景観及び防災機能の保持，支障木等の伐採による維持管理）
②例年　高知市里山保全協定協力助成金の申請

（２）今年度の特記事項
・植生の専門家に助言をいただき，整備を実施した。
・以前より課題となっていた民家に隣接する山の北側（写真①）の伐採について，特殊伐採が必要であり経費の負担を要すると専門家から助言があった。
・地権者が継続した整備の必要性を感じており，来年度も補助金を活用した整備を希望している。また，今回の整備で見晴らしの良い景観が確保できたため（写真②），多くの人に里山を訪れてもらいたいという声が地権者から上がった。
・葛島山保善会の構成員の中に，所有権移転をしたにも関わらず登記が未申請の者がおり，山の管理が十分にできていない状況である。
・葛島山保善会の構成員の中に県外在住の者がいるため，補助金申請に使用する同意書の準備に時間を要する。そのため，地権者が補助金の申請に対して煩わしさを感じている。

（３）課題
・かねてから地権者が補助金の申請事務等の手続きに対して負担を感じている。
・地権者は多くの人に里山を利用してもらいたいと感じているが，地域に里山保全の担い手がいない。

ノツゴ山

平成 25 年度　里山保全地区指定
協定相手方：梶ヶ浦防災会，地権者

赤線：指定区域
青色部分：協定区域

（１）現行支援制度の活用状況
①平成 28～令和２年度　高知市里山保全事業補助金を活用した里山林整備
（主な目的：景観及び防災機能の保持，支障木等の伐採による維持管理）
②例年　高知市里山保全協定協力助成金の申請

（２）今年度の特記事項
・これまでは山の南側を整備していたが，近隣住民からの要望を受け，山の西側の整備に初めて着手し，見晴らしの良い景観と広場空間が確保できた（写真①）。
・梶ヶ浦防災会から，里山保全を担う人材育成や学生等との連携，防災拠点としての整備，市民に親しまれる里山としての景観づくりについて高知市の協力を求める要望書が提出された。※情報発信のため，ノツゴ山の取組を環境政策課 Facebook にて紹介した（別紙２）。
・山の管理に負担を感じ共同所有から単独所有へと所有権を変更した地権者がいる。
・助成金制度があるものの，申請を行わない地権者がいる。

（３）課題
・梶ヶ浦防災会の高齢化及び担い手不足により，地元住民だけで継続した整備を行うことが難しくなっている。
・地権者の中には，高齢化による山の管理の負担から，高知市へ土地を寄付したいという者もいる。

鴻ノ森の山

（１）今年度の特記事項
・所有者から，自身の山を市民に開放するために桜の管理等の整備を行いたいが，補助を受けることは可能かという相談があった。里山保全地区でないため補助金等の現行助成制度が利用できず，林野庁の「森林山村多面的機能発揮対策交付金」を紹介した。
・現在は地域住民等を構成員とする活動団体を結成のうえ「森林山村多面的機能発揮対策交付金」を申請し，交付金を活用して山の整備を行っている。
・高知市としては，整備の進捗状況等を確認しながら継続的に整備に関わる予定である。

南ケ丘

平成 24 年度　モデル事業地区に選定

（１）経過
・平成 24 年度に環境学習を全４回実施した。また，平成 27～30 年度に RKC 高知放送との共催事業として間伐体験を実施し，令和元年度も実施予定であったが新型コロナウイルスの影響により中止した。

円行寺の山

（１）経過
・自身の山を多くの人に活用してもらいたいという所有者の要望を受け，令和元年度に現地調査と幼稚園とのマッチングを行った。

鳥坂山

（１）経過
・自身の山を防災拠点及び憩いの場として活用してもらいたいという所有者の要望を受け，令和元年度に現地調査と森林ボランティア団体とのマッチングを行った。

◎里山の課題の傾向
里山保全の担い手不足，所有者等の高齢化
◎里山に関する要望の傾向
多くの人に里山を利活用してもらいたい

里山保全の当面の取組について

資料④

1　当面の取組の方向性等

（1）里山の目指すべき姿と現状

里山の目指すべき姿

条例第３条（基本理念）に示す指針

・防災機能の確保，都市の生活環境の保全と回復を図ること。
・生物種の維持，自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
・地域の文化・歴史の学習・伝承の場として，市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

↕ **差異**

現状及び課題

・里山保全地区ではない原風景的な里山が「里山」であると認識されておらず「生かす」ための支援制度が無い。
・里山保全の担い手不足と所有者等の高齢化等により，里山を多くの人が利用する場として整備したいという思いがあっても地元だけで里山を管理することが困難な状況である。

（2）当面の取組の方向性

・所有者と里山保全地区に限定した補助事業だけでなく，使用者と里山保全地区以外の里山も視野に入れた取組の検討を続ける。
・里山の目指すべき姿と現状及び課題の差異を埋めるために，できることから段階的に着手していく。

2　令和３年度予算事業（案）

当面の取組として，現在，令和３年度予算事業（案）を次のとおり作成し，調整を進めている。

（1）高知市里山保全事業補助金　200 千円

①概要

現行の補助対象事業の対象者は「条例 13 条第１項の規定に基づき里山保全協定を締結した土地所有者等」に限定されているため，里山の利活用を希望する「使用者」が利用可能な「里山利活用事業」を追加し，多様な担い手による里山保全活動を支援するもの。

	補助対象事業の区分	事業内容	補助率	補助限度額
既存メニュー	里山林整備事業	里山林の間伐，下草刈り等	4 分の 3	750 千円
既存メニュー	竹林整備事業	竹林の間伐，集積等	4 分の 3	1,500 千円
既存メニュー	附帯設備等整備事業	草地・水辺の整備，避難路の整備等	4 分の 3	300 千円
新規メニュー	**里山利活用事業**	**里山における実地調査，課外学習等の利活用事業**	**4 分の 3**	**100 千円**

②活用イメージ（里山利活用事業）

学校，学生または学生団体等が土地所有者等の合意（協定書又は承諾書）を得て，または土地所有者等と協働で，里山で実地調査や課外活動を実施する。

③金額の積算根拠及び内訳

100 千円× 2 里山保全地区（葛島山・ノツゴ山）＝200 千円

※特に要望のある２つの里山を選定

主な内訳

節	経費区分	主な内容
8 節	謝礼金等	講師，専門家及び事業への協力者等への謝礼金
11 節	消耗品	草刈り機及びチェーンソー等の購入費
11 節	印刷製本費	資料及び広報紙等の印刷製本に関する費用
12 節	役務費	傷害保険，ボランティア保険に要する費用
14 節	使用料及び賃借料	現地への移動に要するタクシー借上料

（2）自然保護推進事務費　100 千円

①概要

現行支援制度の対象地は里山保全地区に限られているが，条例上の里山の定義を踏まえると里山保全地区以外の里山も保全対象であることから，要望があった里山保全地区以外の里山に対しても何らかの支援を行い，所有者及び使用者による里山の保全と活用方法を検討するもの。

②対象地（案）

対象地（里山保全地区以外で要望があった里山）	令和２年度までの主な取組
円行寺	所有者と幼稚園とのマッチング
鳥坂山	所有者と森林ボランティア団体とのマッチング，植樹祭イベント
鴻ノ森	市民への里山開放に向けた里山整備

③金額の積算根拠及び内訳

３里山保全地区の合計 100 千円

主な内訳

節	経費区分	主な内容
8 節	謝礼金等	講師，専門家及び事業への協力者等への謝礼金
11 節	印刷製本費	資料及び広報紙等の印刷製本に関する費用
12 節	役務費	傷害保険，ボランティア保険に要する費用